平成２３年（フ）第１６３号
長野市大字小柴見371番地１　トツアパート２Ａ、前住所長野県上田市常磐城３丁目３番19号　ドーマー株式会社内
破産者　花村　智子（旧姓落合・岩佐）
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９４号
名古屋市西区栄生２丁目４番１号　第２正村マンション401号
破産者　安藤　　愛
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９４３号
名古屋市熱田区比々野町41番地の１　第三小島ビル502号
破産者　平野　禮子
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０２号
愛知県東海市富貴ノ台５丁目86番地　サングレースＯＴＯ　Ｂ棟201号
破産者　小西　幸喜
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０３号
愛知県東海市富貴ノ台５丁目86番地　サングレースＯＴＯ　Ｂ棟201号
破産者　小西富美惠
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５６０号
愛知県津島市中一色町市場71番地12
破産者　高橋　通子
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４６号
愛知県瀬戸市一里塚町20番地　Ｉ・20ハウス101
破産者　小野　利史
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４９５号
大阪府東大阪市寺前町１丁目３番８号
破産者　髙島タイルこと髙島博健こと　髙博健
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７９３号
広島市中区舟入本町６―16―601、住民票上の住所大阪市福島区吉野１丁目２番22―1404号
破産者　竹村　久夫
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０８９号
沖縄県那覇市天久２丁目１番10号　ナムラレジデンス803、開始決定時の住所大阪市西区土佐堀２―３―34　コンソラーレ土佐堀301号
破産者　小倉　　真
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７７８号
大阪府豊中市柴原町４丁目11番８号
破産者　澤谷加代子
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２１５号
大阪府東大阪市東石切町４丁目11番12号　石切駅前ハイツ201号
破産者　株式会社アシエ建築デザイン研究所こと　楠見　孝雄
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１９９号
大阪市淀川区三津屋南１丁目10番16―202号
破産者　牧瀬　健次
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２９０号
大阪府門真市四宮５丁目３番24―104号、開始決定時の住所大阪市住吉区帝塚山西１丁目２番８―501号
破産者　岡本　晃典
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３６４号
大阪府茨木市東奈良２丁目17番11号
破産者　ＴＯこと　堀　　俊明
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７０号
大阪府高槻市大冠町２丁目18番６号
破産者　竹松　茂樹
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７３号
大阪市西淀川区野里２丁目13番16―1106号、開始決定時大阪市西淀川区野里２丁目８番33号
破産者　山川　誠二
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５０８号
大阪市平野区加美東２丁目11番２―206号
破産者　鶴見　秀恒
１　決定年月日　平成23年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部